

自動販売機設置場所の賃貸借に係る仕様書

1 貸付け箇所及び物件調書

自動販売機設置の貸付け箇所及び各自動販売機に係る物件調書は、別紙1「自動販売機設置の貸付け箇所一覧表」及び別紙2「自動販売機設置場所を貸付けする施設の物件調書」のとおりとする。

2 販売商品の種類等

(1) 販売商品

- ① 清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
- ② 缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- ③ 自動販売機1台あたりのミネラルウォーター占有率を10パーセント以上とし、販売商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に八潮市と協議を行うこと。

(2) 価格

市販価格（定価）より20円割引いた価格とすること。

なお、設置者の判断により、20円を超える割引を行うことを妨げるものではないこと。

（ただし、割引額は10円単位とする。）

3 貸付料

年額の貸付料は、落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

貸付け期間中に消費税率の改正があった場合には、改正月以降における消費税及び地方消費税相当額は、改正後の税率により再計算した金額とし、変更契約を行うものとする。

1年度の途中で設置及び撤去があった場合には、月割り計算によるものとする。

4 管理費

管理費（設置自動販売機における年間使用電気料金を含む。）は、設置する自動販売機1台あたり年額22,000円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。消費税率の改正があった場合には、貸付料の計算方法に準じて、変更契約を行うものとする。

1年度の途中で設置及び撤去があった場合には、月割り計算によるものとする。

この管理費は貸付年度の1年度分の費用として、貸付料と同時に一括して八潮市から設置業者に請求する。

なお、入札金額には管理費相当額を含めないよう注意すること。

5 売上手数料

徴収しない。

6 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する場合にあつては、その設置及び撤去費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては、八潮市の指示に従うものとする。

7 報告

設置事業者は、市から報告の求めがあつたときは、設置した自動販売機に係る次の事項について、報告を求めた日から3営業日以内に報告しなければならない。

- (1) 自動販売機の売上本数及び売上額
- (2) 回収ボックスの回収日
- (3) その他、設置施設に報告すべき事項
- (4) 自動販売機管理責任者の設置

8 貸付け場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して八潮市の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

八潮市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 八潮市の責に帰することが明らかな場合を除き、八潮市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

- (1) 大きさ、仕様及びデザイン
 - ① 大きさ
幅1,200mm×奥行900mm×高さ2,000mm以内
 - ② 電子マネー対応
各種電子マネーに対応していることが望ましい。

③ 災害発生時に自動販売機の飲料を出すことのできる販売機（災害救助ベンダー）とすること。なお、災害発生時において八潮市の災害対策本部が設置され、その本部より飲料の提供が要請された場合は自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

③ デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとすること。

(2) 環境対策

① 省エネルギー対策

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② フロン対策

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の振付基準」（JIS規格）及び「自動販売機振付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならないこと。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に2個の割合で自動販売機脇に設置すること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般

ゴミの混入を防止するため、紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとする。

③ 使用済み容器の処理

設置者において、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、自動販売機の設置前に設置場所の確認を行うこと。

② 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

③ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。また、極端に賞味期限が近いものは販売しないこと。

④ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、販売時の故障や問い合わせに対応するため連絡先を販売機のわかりやすい所に明記し、返金等の業務が発生した場合は、設置者の責任において即時対応をすること。

⑤ 既設場所に再設置する場合は、設置前に前設置者との協議を行うこと。

⑥ 設置の際は、利用者等の妨げにならないように注意し、安全に留意すること。

自動販売機設置の貸付け箇所一覧表

| 物件調書番号 | 貸付物件番号 | 名 称 | 所在地 | 貸付け箇所 | 貸付け面積 | 設置台数 |
|--------|--------------|----------|-----------------|--------------|--------------------------|------|
| 1 | 貸付物件番号 1 - 1 | 八潮市役所本庁舎 | 八潮市中央一丁目 2 番地 1 | 庁舎 1 階トイレ向い① | 幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡) | 1台屋内 |
| 2 | 貸付物件番号 1 - 2 | 八潮市役所本庁舎 | 八潮市中央一丁目 2 番地 1 | 庁舎 1 階トイレ向い② | 幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡) | 1台屋内 |
| 3 | 貸付物件番号 1 - 3 | 八潮市役所本庁舎 | 八潮市中央一丁目 2 番地 1 | 庁舎 3 階通路西側付近 | 幅2.0m×奥行1.0m (面積2.0㎡) | 1台屋内 |

自動販売機設置場所を貸付けする施設の物件調書

【物件調書 1】

| 区 分 | 内 容 | |
|--------------|--|----------------------------------|
| 1 貸付物件番号 | 1-1 | |
| 2 施設名称 | 八潮市役所本庁舎 | |
| 3 所在地 | 八潮市中央一丁目2番地1 | |
| 4 設置場所 | 1階トイレ向かい① | |
| 5 開館日及び開館時間 | 開館日 | 月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 日曜窓口（市民課） |
| | 開館時間 | 8時30分～17時15分 |
| 6 施設の概要 | 別紙3「庁舎案内図本庁舎1階」のとおり | |
| 7 自動販売機の設置状況 | 1階：2台、3階：1台 | |
| 8 その他 | ・既設の自販機の平成30年1月～12月分の売り上げ本数：15,508本 | |
| 9 特記事項 | ・既設場所に再設置予定のため、設置前に前設置業者との協議を必ず行うこと。 ・商品補充及び空き容器回収は、8時00分～9時00分の間に行うこと。 | |

【物件調書 2】

| 区 分 | 内 容 | |
|--------------|--|----------------------------------|
| 1 貸付物件番号 | 1-2 | |
| 2 施設名称 | 八潮市役所本庁舎 | |
| 3 所在地 | 八潮市中央一丁目2番地1 | |
| 4 設置場所 | 1階トイレ向かい② | |
| 5 開館日及び開館時間 | 開館日 | 月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 日曜窓口（市民課） |
| | 開館時間 | 8時30分～17時15分 |
| 6 施設の概要 | 別紙3「庁舎案内図本庁舎1階」のとおり | |
| 7 自動販売機の設置状況 | 1階：2台、3階：1台 | |
| 8 その他 | ・既設の自販機の平成30年1月～12月分の売り上げ本数：18,206本 | |
| 9 特記事項 | ・既設場所に再設置予定のため、設置前に前設置業者との協議を必ず行うこと。 ・商品補充及び空き容器回収は、8時00分～9時00分の間に行うこと。 | |

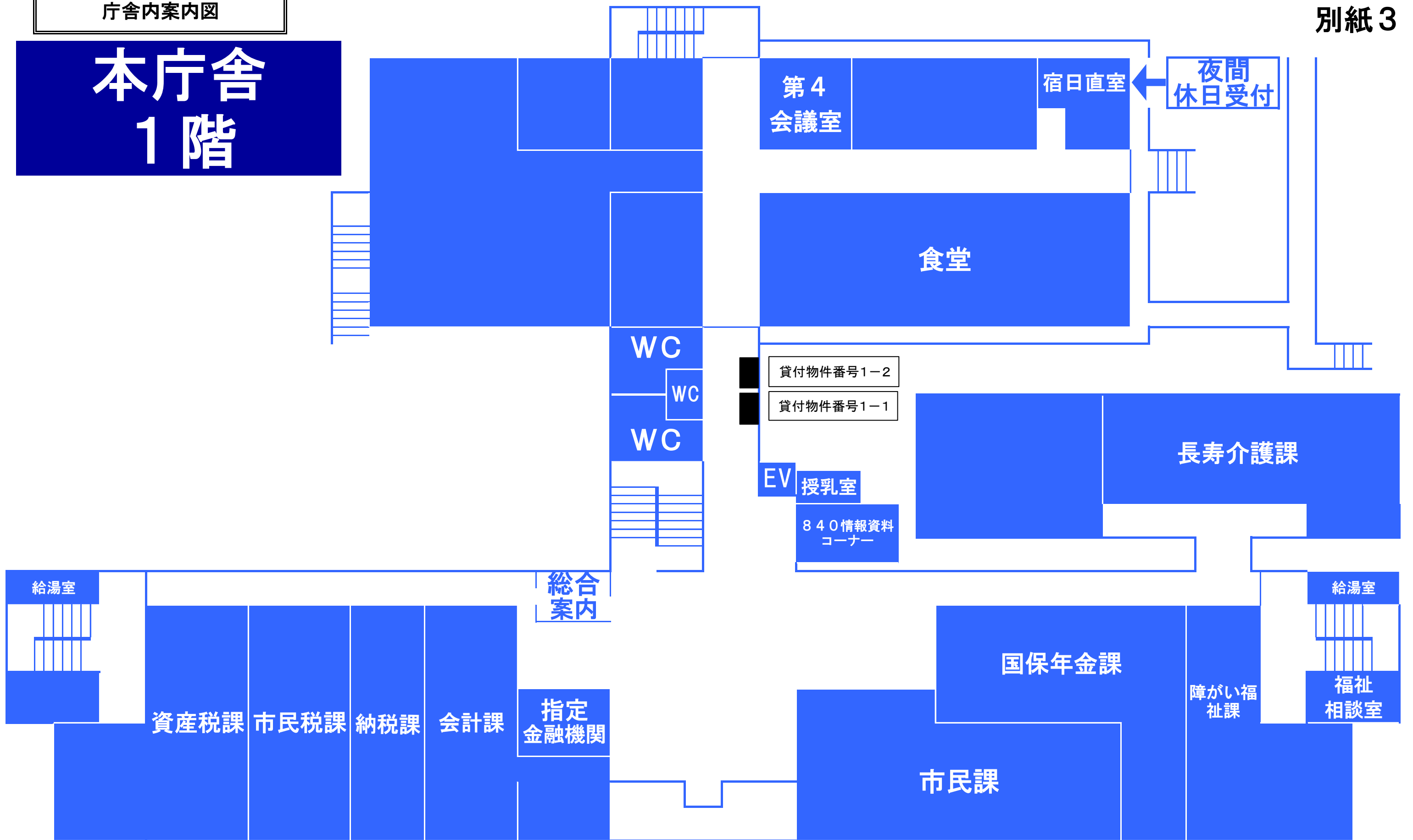
別紙 2

【物件調書 3】

| 区 分 | 内 容 | |
|--------------|--|----------------------------------|
| 1 貸付物件番号 | 1-3 | |
| 2 施設名称 | 八潮市役所本庁舎 | |
| 3 所在地 | 八潮市中央一丁目2番地1 | |
| 4 設置場所 | 庁舎3階通路西側付近 | |
| 5 開館日及び開館時間 | 開館日 | 月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 日曜窓口（市民課） |
| | 開館時間 | 8時30分～17時15分 |
| 6 施設の概要 | 別紙4「庁舎案内図本庁舎3階」のとおり | |
| 7 自動販売機の設置状況 | 1階：2台、3階：1台 | |
| 8 その他 | ・既設の自販機の平成30年1月～12月分の売り上げ本数：16,441本 | |
| 9 特記事項 | ・既設場所に再設置予定のため、設置前に前設置業者との協議を必ず行うこと。 ・商品補充及び空き容器回収は、8時00分～9時00分の間に行うこと。 | |

庁舎内案内図

本庁舎 1階



本庁舎 3階

